

6 くらしと住まい

(1) 年 金



老齢基礎年金のお受取について

老齢基礎年金は、年金を受けるための資格期間の合計が120月(10年)以上ある方が、原則として65歳になったときから受けることができます。また、70歳までの間で受取り開始を遅らせること(繰下げ請求)により、65歳から受ける本来の年金額よりも増額された年金を受取ることも可能です。年金を受けるための資格期間の合計が120月に足りない方、年金額を増やしたい方は、60歳から65歳になるまで国民年金に任意加入し、保険料を納めることができます。それでも120月に足りない方は、70歳になるまでの期間で資格期間が確保できる場合、加入期間を延長し、保険料を納めることができます(昭和40年4月1日以前に生まれた方)。

6
くらしと住まい

年金を受けるための資格期間とは

- ①国民年金の保険料を納めた月数
- ②国民年金の保険料の全額免除の承認を受けた月数
- ③国民年金の保険料の一部納付(一部免除)の承認を受け、一部納付した月数
(注) 承認を受けていても、一部納付をしないとその月は保険料未納月となり、年金を受けるための資格期間となりません。
- ④国民年金の保険料の学生納付特例の承認を受けた月数
- ⑤国民年金に任意加入できる方が加入しなかった月数など(合算対象期間)
- ⑥昭和36年4月以降の、厚生年金の被保険者または共済組合の組合員(第2号被保険者)であった月数
- ⑦第2号被保険者の被扶養配偶者(第3号被保険者)であった月数

これらを合計して、原則として**120月(10年)以上**の期間が必要です。

外国の年金制度に加入していた期間がある方は、上記の資格期間とその国の年金加入期間とを相互に通算できる場合があります。その国との社会保障協定の締結状況により異なりますので、年金事務所またはねんきんダイヤルにお問い合わせください。

年金受給手続き先

1. 上記①から④の期間のみの方 → 区役所国民年金係
2. 上記⑤から⑦の期間を含む方 → 年金事務所
3. 共済組合加入期間のある方 → 年金事務所または共済組合



問い合わせ 区民課国民年金係 ☎ 5246 - 1262
上野年金事務所 池之端 1 - 2 - 18 いちご池之端ビル
..... ☎ 3824 - 2511

ねんきんダイヤル ☎ 0570 - 05 - 1165
※050から始まる電話でお掛けになる場合 ☎ 03 - 6700 - 1165

(2) 住 宅

都営住宅入居者の募集

住宅に困っている方のために、都営住宅の入居者の募集を行っています。
申込資格などがありますので、詳しくは下記におたずねください。

問い合わせ 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター ☎3498 - 8894 (代表)
☎6418 - 5571 (テレホンサービス)

高齢者住宅（シルバーピア）

住宅に困窮している高齢者(65歳以上)に対し、高齢者の特性に配慮した安全で使いやすい構造と設備(緊急通報システムなど)を備えた住宅の入居者の募集を行っています。募集期間や申込資格など詳しくは、下記におたずねください。

問い合わせ 住宅課 ☎5246 - 1213

高齢者等家賃等債務保証制度

保証人がいないため、民間賃貸住宅に入居することが難しい高齢者・障害者・ひとり親世帯に対して、区と協定を結んだ(一社)賃貸保証機構がお部屋探しをサポートします。その際、同機構に加盟する保証会社を利用した場合は、支払った初回保証料の2分の1を区が助成します。(上限2万円)

問い合わせ 住宅課 ☎5246 - 1367

高齢者等住み替え居住支援制度

自己の都合や責任によらない理由による立ち退きを受けて、区内の民間賃貸住宅から区内の別の民間賃貸住宅に転居した高齢者・障害者・ひとり親世帯に対して、転居に要する費用(礼金・仲介手数料・引越し費用)を区が助成します。(上限15万円) 転居前の申請が必要です。

問い合わせ 住宅課 ☎5246 - 1367

(3) 障害者控除(障害者控除対象者認定)

65歳以上で、6か月以上寝たきりまたは認知症により、障害者・特別障害者に準ずる方は、年末調整・確定申告等の手続きにより、障害者控除を受けることができます。(要介護認定の情報から、障害者・特別障害者に準ずると確認がとれる方が対象です)

控除を受けるにあたっては区が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要となりますので、詳しくは下記担当までお問い合わせください。

申請方法

介護保険被保険者証、申請者の本人確認書類(運転免許証等)をお持ちの上、
介護保険課・介護認定担当窓口へ

問い合わせ

申請に関すること 介護保険課 介護認定担当 ☎ 5246-1245
税に関すること〈管轄の税務署〉東京上野税務署 ☎ 3821-9001
浅草税務署 ☎ 3862-7111

(4) 避難行動要支援者名簿の登録

大地震などの災害発生時に、ひとり暮らしの高齢者や障害のある方など自分の力で避難することが困難な方に対して、警察署・消防署・町会など、地域が連携して平常時や災害時に安否確認や避難誘導などの支援を行うための基礎となる名簿を区で作成し、警察署・消防署・消防団・民生委員・町会(自主防災組織)へ提供します。

対象者

75歳以上のひとり暮らしの方または高齢者のみの世帯、要介護 3・4・5 の認定を受けている方、その他、特に支援を必要とする方

登録方法

印鑑をお持ちの上、危機・災害対策課で申請

問い合わせ

危機・災害対策課 ☎ 5246-1092

